

気仙沼市震災復興計画策定本部要綱

(設置)

第1条 東日本大震災によって未曾有の被害を受けた本市の復興を図るための計画(以下「計画」という。)の策定に関し、気仙沼市震災復興計画策定本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部は、次の所掌事項について審議・決定等を行う。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に関し必要な事項。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長、本部員をもって組織する。

- 2 本部長には市長、副本部長には副市長を充てる。
- 3 本部員には、別表に掲げる者を充てる。
- 4 本部長に事故あるときは、副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 策定本部の会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(策定のための会議及び組織の設置)

第5条 本部長は、計画策定のため、学識経験者、本市在住及び出身の有識者等で構成する会議等を別に設置する。

- 2 本部長は、計画策定に関し必要な事項を検討させるため、職員で構成する検討組織を別に設置する。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月6日から施行する。

別表（第3条関係）

本部員

教育長
地域自治区長
総務部長
企画部長
市民生活部長
保健福祉部長
産業部長
建設部長
総合支所次長
ガス水道部長
市立病院事務部長
教育次長